

令和8年6月12日

## 公 告

陸上自衛隊  
千僧駐屯地業務隊長  
(公 印 省 略)

陸上自衛隊千僧駐屯地における理容店の設置及び経営業者の募集について

陸上自衛隊千僧駐屯地（兵庫県伊丹市広畑1－1）において、理容店を設置し、  
経営を行う業者について、次のとおり募集します。

### 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 2 設置場所の所在地及び名称

兵庫県伊丹市広畑1－1

陸上自衛隊千僧駐屯地（厚生センター内）

### 3 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

### 4 募集業種

理容店 1店舗

### 5 募集要領の配布

#### (1) 配布期間

令和8年6月12日（金）から同年6月26日（金）まで

#### (2) 配布要領

##### ア 直接受領

第8項に記載の問い合わせ先にお越しく下さい。

（ただし、土・日及び祝日を除く。午前9時から午後4時まで）

##### イ 郵 送

返送先の住所及び氏名を記載し、返信用切手270円を貼付した返信用封筒（角形2号）をお送りください。6月22日（月）到着分まで返送します。

### 6 業者説明会

#### (1) 日時及び場所

##### ア 日 時

令和8年7月9日（木） 午後2時から

##### イ 場 所

陸上自衛隊千僧駐屯地 厚生センターB教場

#### (2) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（認印）

#### (3) 注意事項

ア 応募を予定する業者の方は、必ず本説明会に参加してください。

本説明会に参加されない業者の方は、応募できません。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、令和8年7月3日（金）午後0時までに説明会参加申込書（募集要領別紙様式第1）により、下記問い合わせ先までお申し込みください。（FAX可）

### 7 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

8 問い合わせ先

千僧駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当 山崎）

所 在 地 兵庫県伊丹市広畑 1－1

電 話 072－781－0021（代） 内線3853

e メール kokuyuzaisan-senzou@inet.gsdf.mod.go.jp

F A X 072－779－6700

なお、F A Xは他部署に設置されているため、利用される場合は事前に厚生科までご一報ください。

また、F A Xを利用された場合は、必ず受信確認を実施してください。